

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和7年5月26日(2025.5.26)

【公開番号】特開2023-173519(P2023-173519A)

【公開日】令和5年12月7日(2023.12.7)

【年通号数】公開公報(特許)2023-230

【出願番号】特願2022-85829(P2022-85829)

【国際特許分類】

G 01 R 1/067(2006.01)

10

【F I】

G 01 R 1/067 C

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月15日(2025.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中空のバレル部を有する導電性の第1プランジャと、

前記バレル部内を摺動自在で、前記バレル部の開口した端部から突出する導電性の第2プランジャと、

前記バレル部の内側に設けられ、前記第1プランジャと前記第2プランジャとを互いに離れる方向に付勢するスプリングと、を備え、

前記スプリングは、疎巻部と、前記疎巻部の一端側に位置して前記第1プランジャに当接する第1座巻部と、前記疎巻部の他端側に位置して前記第2プランジャに当接する第2座巻部と、を有し、前記第1座巻部及び前記第2座巻部は前記疎巻部とは異なる径であり

30

、
前記第1座巻部及び第2座巻部の中心軸は、前記疎巻部の中心軸に対して同一方向にオフセットしており、

前記疎巻部は、前記第1座巻部と前記第2座巻部との間に亘って径が同じである、プローブ。

【請求項2】

前記第1座巻部及び前記第2座巻部は前記疎巻部よりも大径である、請求項1に記載のプローブ。

【請求項3】

前記第1座巻部及び前記第2座巻部は前記疎巻部よりも小径である、請求項1に記載のプローブ。

【請求項4】

前記疎巻部の外周端と、前記第1座巻部及び前記第2座巻部の外周端とは、前記疎巻部の中心軸に対する前記オフセット方向の反対側の外側で揃っている、請求項1から3のいずれか一項に記載のプローブ。

【請求項5】

前記第1座巻部が嵌まる凹部が前記バレル部の内側底面に形成されている、請求項1から3のいずれか一項に記載のプローブ。

【請求項6】

中空のバレル部を有する導電性の第1プランジャと、

40

50

前記バレル部内を摺動自在で、前記バレル部の開口した端部から突出する導電性の第2プランジャと、

前記バレル部の内側に設けられ、前記第1プランジャと前記第2プランジャとを互いに離れる方向に付勢するスプリングと、を備え、

前記スプリングは、疎巻部と、前記疎巻部の一端側に位置して前記第1プランジャに当接する第1座巻部と、前記疎巻部の他端側に位置して前記第2プランジャに当接する第2座巻部と、を有し、前記第1座巻部及び前記第2座巻部は前記疎巻部とは異なる径であり、前記第1座巻部及び第2座巻部の中心軸は、前記疎巻部の中心軸に対して同一方向にオフセットしており、

前記第1プランジャは、前記バレル部の内側底面に前記第1座巻部が嵌まる凹部を有し、前記凹部の底面は、前記バレル部の中心軸に垂直な平坦面に形成されている、プローブ。 10

—

10

20

30

40

50